

## <遺産分割調停を申し立てる方へ>

### 1 概要

亡くなられた方（被相続人）の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。この調停では、申立人となっていない相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方（ら）から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などについての希望を聴き、解決のための必要な助言を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。

調停手続の流れは、別紙のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話を聞きながら話し合いを進めていきます。

話し合いがまとまらず調停が不成立となった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産と確定された財産について、その評価額を基に、財産の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、分割の審判をすることになります。

### 2 申立てに必要な費用

収入印紙：被相続人1人につき、1200円

連絡用郵便切手：82円×20枚、20円×20枚、10円×20枚、1円×20枚、140円×相手方人数分

※ 当事者の数が6人以上のとき 82円×30枚、20円×30枚、10円×30枚、1円×30枚、140円×相手方人数分

### 3 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

#### (1) 申立て時の提出書類等

次の書類を必ず提出していただきます。

申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分

→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）、申立人用（控え）を作成してください。

申立書には、相手方に知られたい住所を記載しないでください。相手方に知られたい住所は、「連絡先等の届出書」に記載し、同届出書の下欄の非開示の希望に関する届出書に必要事項を記入して提出してください。

事情説明書1通

連絡先等の届出書1通

進行に関する照会回答書1通

被相続人との関係を証する除籍謄本、改製原戸籍謄本

ア 相続人が被相続人の配偶者、子、親以外にはいない場合

被相続人の出生時（被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等）から死亡時までの連続した全戸籍謄本

イ 相続人の中に、被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合

アで必要になる戸籍謄本に加えて、被相続人の父母の出生時（被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等）から死亡時までの連続した全戸籍謄本

ウ 相続人の中に、子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合

ア、イのいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて、代襲者と本来の相続人(被代襲者)との続柄を示す戸籍謄本が必要となります。

- 被相続人の戸籍附票（又は住民票除票）
- 相続人全員の戸籍謄本，戸籍附票（又は住民票）
- (遺産に不動産があるとき) 不動産登記事項証明書，固定資産評価証明書
- (作成されているとき) 遺言書の写し，遺産分割協議書の写し

※ 戸籍謄本等の証明書類は，3か月以内に発行されたものを提出してください。

## (2) 調停進行中の提出書類等

次の書類を第1回調停期日までに可能な限り提出してください。

- 遺産に属する物又は権利に関する資料の写し(コピー)
    - 相続税申告書，預貯金の通帳・証書・残高証明書，有価証券・投資信託に関する取引口座の残高報告書，不動産評価額の査定書など，遺産の内容や評価額が分かるもの。
- ※ 事案に応じて，このほかの書類等を提出していただくことがあります。

## (3) 提出方法

遺産分割調停は，当事者全員が遺産の内容等を把握した上で話し合いを進める手続です。そのため，書類等を提出する場合には，裁判所用及び相手方用として裁判所提出分1通と相手方の人数分の通数のコピー(例えば，相手方5名の場合，裁判所分も入れて合計6通が必要)を提出するとともに，調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

※ 上記提出方法は遺産分割調停での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

書類等の中に相手方に知られたくない事柄がある場合は，別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

## (4) 提出された書類等の閲覧・謄写(コピー)

相手方から閲覧・謄写(コピー)の申請があった場合，これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため，「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても，閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また，調停が不成立となって審判手続が開始された場合，審判のために必要な書類等については，調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり，申請はあったが許可されなかったりした書類等であっても，改めて閲覧・謄写の申請があれば，法律の定める除外事由がない限り許可されます。

## 4 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

ただし，相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており，申立書と共に管轄合意書を提出された場合には，その家庭裁判所でも対応することができます。

(宇都宮家庭裁判所が「相手方の住所地」となる地域)

宇都宮市，鹿沼市，日光市，那須烏山市，さくら市のうち旧氏家町の区域，下野市のうち旧南河内町の区域，上三川町及び高根沢町

## 5 問い合わせ先

〒320-8505 宇都宮市小幡1丁目1番38号  
宇都宮家庭裁判所 家事受付係  
TEL 028-333-0048

## 情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

**連絡先等の届出書の提出** → 「連絡先等の届出書」を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

**書面の提出** → 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

「非開示の希望に関する申出書」は、裁判所に備付けてありますので、受付又は担当書記官にお問い合わせください。

**注意！** あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を希望した部分についても閲覧謄写されることになります。

## ＜遺産分割調停の相手方となった方へ＞

### 1 概要

亡くなられた方（被相続人）の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。この調停では、相続人全員が申立人か相手方になっていなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人及び相手方（あなた）らから事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などについての希望を聴き、解決のための必要な助言を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。

調停手続の流れは、別紙のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入ってください。調停委員が中立の立場で、双方のお話を聞きながら話し合いを進めていきます。

話し合いがまとまらず調停が不成立となった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産と確定された財産について、その評価額を基に、財産の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、分割の審判をすることになります。

### 2 調停手続において提出が必要な書類等とその取扱い

#### (1) 第1回期日の2週間前までに必ず提出していただく書類等

次の書類を必ず提出していただきます。

- 答弁書1通
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通

#### (2) 調停進行中の提出書類等

次の書類は、可能な限り第1回調停期日までに提出するか、期日に持参してください。

- 遺産に属する物又は権利に関する資料の写し(コピー)
  - 相続税申告書、預貯金の通帳・証書・残高証明書、有価証券・投資信託に関する取引口座の残高報告書、不動産評価額の査定書など、遺産の内容や評価額が分かるもの。
  - ※ 申立人や他の相手方から提出済みの資料は重ねて提出する必要はありません。
  - ※ 事案に応じて、このほかの書類等を提出していただくことがあります。

#### (3) 提出方法

遺産分割調停は、当事者全員が遺産の内容等を把握した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び当事者用として裁判所提出分1通と申立人及び他の相手方の人数分の通数のコピー（例えば、申立人2名、あなた以外の相手方3名の場合、裁判所分も入れて合計6通が必要）を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

※ 上記提出方法は遺産分割調停での取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

書類等の中に相手方に知られたくない事柄がある場合は、別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

#### (4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人や他の相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

- その他、手続についてご不明な点がある場合は、担当書記官にお尋ねください。

## 情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

**連絡先等の届出書の提出** → 「連絡先等の届出書」を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

**書面の提出** → 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

「非開示の希望に関する申出書」は、裁判所に備付けてありますので、受付又は担当書記官にお問い合わせください。

**注意！** あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を希望した部分についても閲覧謄写されることになります。